

運転免許取得者等検査の認定手続等に関する規程

令和4年4月21日

福井県公安委員会規程第10号

運転免許取得者等検査の認定手続等に関する規程を次のように定める。

運転免許取得者等検査の認定手続等に関する規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定等（第3条―第5条）

第3章 様式・報告等（第6条―第11条）

第4章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3に規定する運転免許取得者等検査の認定（以下「認定」という。）に関する手続（以下「認定手続」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 認定手続に関しては、法、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。）、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。（以下「認定検査規則」という。）及び福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）の規定によるほか、この規程に定めるところによるものとする。

第2章 指定等

（指定の基準）

第3条 認定検査規則第1条第1号に規定する方法（以下「認知機能検査同等方法」という。）に係る認定検査規則第4条第1項第4号について、公安委員会の指定に関する基準については、指定基準【認知機能検査同等方法】（別紙1）のとおりとする。

2 認定検査規則第1条第2号に規定する方法（以下「運転技能検査同等方法」という。）に係る認定検査規則第4条第2項第4号について、公安委員会の指定に関する基準については、指定基準【運転技能検査同等方法】（別紙2）のとおりとする。

（申請等）

第4条 前条第1項及び第2項の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、指定申請書（別記様式第1号）、それぞれの指定基準に定める要件のいずれも満たしていることを疎明する書類を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、認定検査規則第1条の規定による認定の申請を同時に行う場合については、指定に係る書類の添付を省略できるものとする。

2 公安委員会は、指定を行ったときは、指定書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(取消し通知)

第5条 公安委員会は、指定を受けた者が指定基準の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、指定取消通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。この場合において、当該指定を取り消したときは、当該指定に係る認定の取消しを併せて行うものとする。

2 公安委員会は、認定の取消しをするときは、認定検査規則第8条第1項の規定による当該認定検査実施者に対し、運転免許取得者等検査認定取消通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

第3章 様式・報告等

(添付書類の様式)

第6条 認定の申請に係る添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 認定検査規則第6条第2項第2号に掲げる運転免許取得者等検査員名簿(別記様式第5号)
- (2) 認定検査規則第6条第2項第6号に掲げる検査用自動車等一覧表(別記様式第6号)
- (3) 認定検査規則第6条第2項第6号に掲げる検査器材一覧表(別記様式第7号)
- (4) 認定検査規則第6条第2項第7号に掲げる検査計画書(別記様式第8号)

(変更の届出)

第7条 認定検査規則第6条第1項第1号、第2号若しくは第5号に掲げる事項の変更又は第6条第2項各号に掲げる書類の内容の変更に係る届出は、公示事項等変更届出書(別記様式第9号)によるものとする。

(書類の交付)

第8条 認定検査規則第9条の規定により交付する書類は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 法第108条の32の3第1項に係る書類 認定認知機能検査結果通知書(別記様式第10号)
- (2) 法第108条の32の3第2項に係る書類 認定運転技能検査受検結果証明書(別記様式第11号)

(帳簿の様式)

第9条 認定検査規則第10条第1項に掲げる帳簿は、認定検査記録簿(別記様式第12号)のとおりとする。

(報告)

第10条 公安委員会は、法第108条の32の3第2項の規定により、認知検査規則第1条第1号及び第2号の検査を行う者に対して、次に掲げる報告をそれぞれに定める期日までに書面又は電磁的記録により求めるものとする。

- (1) 毎月の実施回数及び受検者数の報告 対象とする月の翌月5日まで。ただし、12月分の報告については、年間分を併せて報告すること。
- (2) 次に掲げる事故その他の特異事項の報告 発生の都度速やかに
 - ア 運転免許取得者等検査中の運転に係る事故
 - イ 運転免許取得者等検査員の交通事故
 - ウ その他運転免許取得者等検査に関する特異事項
- (3) 次に掲げる実施結果の報告 検査実施の都度速やかに

ア 認知機能検査同等方法に係る受検者の氏名、生年月日、性別、免許証番号、検査場所、検査番号、検査日時、採点結果、検査種別及びその他必要な事項

イ 運転技能検査同等方法に係る受検者の氏名、生年月日、性別、免許証番号、検査場所、検査番号、検査日時、採点結果及びその他必要な事項

(書類の経由)

第11条 この規程の規定により公安委員会に提出する書類は、福井県警察本部交通部運転免許課長を経由して提出するものとする。

第4章 雑則

(簿冊の保管)

第12条 認定検査実施者が保管する書類については、次の表の区分の欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の保存期間の欄に掲げる期間に応じて保存しなければならない。

区 分	保 存 期 間
申請書等（電磁的記録を含む。）の写し	30年
指定書	30年
公示事項等の変更届（電磁的記録を含む。）	30年
認定検査記録簿（電磁的記録を含む。）	1年

附 則（令和4年4月21日福井県公安委員会規程第10号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

指定基準【認知機能検査同等方法】

認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 認知機能検査同等方法の認定の申請書を提出していることその他認知機能検査同等方法を実施する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認知機能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 検査計画書において認知機能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 検査計画書の内容に照らして、認知機能検査同等方法に従事する運転免許取得者等検査員並びに同検査に用いる建物その他の設備及び器材が十分に確保されていること。
- 6 検査計画書で定める回数の認知機能検査同等方法を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託検査（法第108条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかつたことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。
 - (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
 - (4) 認知機能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

指定基準【運転技能検査同等方法】

認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 運転技能検査同等方法の認定の申請書を提出していることその他運転技能検査同等方法を実施する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する運転技能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする運転技能検査同等方法が、運転技能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 検査計画書において運転技能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 検査計画書の内容に照らして、運転技能検査同等方法に従事する運転免許取得者等検査員並びに同検査に用いるコース、建物その他の設備及び自動車その他の器材が十分に確保されていること。
- 6 検査計画書で定める回数の運転技能検査同等方法を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託検査（法第108条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかつたことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。
 - (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
 - (4) 運転技能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。